

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 8 年 6 月 1 7 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和8年6月17日

開 議	午前9時30分	
日程第1	議席の指定	
日程第2	議案第39号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例の一部改正)
日程第3	議案第40号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第4	議案第41号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置 に関する条例の一部改正)
日程第5	議案第42号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程第6	議案第43号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度岩出市一般会計補正予算第10号)
日程第7	議案第44号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)
日程第8	議案第45号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)
日程第9	議案第46号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)
日程第10	議案第47号	岩出市印鑑条例の一部改正について
日程第11	議案第48号	岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第12	議案第49号	令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第50号	令和8年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第51号	令和8年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第52号	令和8年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第53号	令和8年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第54号	市道路線の認定について
日程第18	議案第55号	動産の取得について
日程第19	議案第56号	動産の取得について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

説明員の中芝正幸市長は、体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の申出がありましたので、ご了承願います。

本日の会議は、議席の指定、議案第39号から議案第56号までの議案18件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議席の指定

○玉田議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席はただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、1番議席は空席といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）～

日程第19 議案第56号 動産の取得について

○玉田議長 日程第2 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第19 議案第56号 動産の取得の件までの議案18件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第45号の質疑をお願いいたします。

○大上議員 おはようございます。

議長の許可を得ましたので、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）について、2点ご質問させていただきます。

説明書の7ページの2款1項1目18節居宅介護サービス給付費が増となった理由についてと、同じページの2款1項5目18節の施設介護サービス給付費が減となった理由についてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 おはようございます。大上議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、居宅介護サービス給付費が増となった要因については、居宅介護サービスのこれまでの実績から、当初、利用件数を延べ1万1,303件、1件当たり14万2,981円と見込んでいましたが、実績は延べ1万2,181件、1件当たり14万1,600円となり、増の要因は、要介護等認定者数の増に伴う利用件数の増と考えます。特に伸びが大きいのは、訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導となっています。

続いて2点目、施設介護サービス給付費が減となった要因については、当初利用件数を延べ3,732件、1件当たり29万8,959円と見込んでいましたが、実績は、延べ3,399件、1件当たり28万77円となり、利用件数、1件当たりの給付費ともに当初見込みより減少しています。施設介護サービスには、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院がありますが、特に介護医療院が当初の見込みより減となっています。

要因については、本市には、現在、介護医療院は2か所ありますが、うち1か所が令和6年12月に介護医療院に転換したため、当初予算算定時に実績がなく、既存施設の実績を参考に算定したところ、見込みを下回ったことで予算との差が生じたものと考えています。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 特別養護老人ホームも入っているということなんで、施設のサービスの中に入っているかと思うんですけども、比較的費用負担のない特養を希望して、

待っておられる利用者もいるかと思うんですけども、現在の待機者数について、把握できていれば教えていただきたいと思います。

あと、特別養護老人ホームの介護職員の不足により、入所を制限しているといった情報というのはないのでしょうか。

あと1点は、経済的な理由によって施設の入所を断念して、居宅介護サービスを受けているということも考えられるのではないかなというふうに思うんですけども、そこら辺の件についてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 大上議員の再質疑にお答えします。

まず、特別養護老人ホームの待機者数なんですけども、令和7年4月1日の状況では、岩出市の被保険者の待機者は8名で、うち在宅で待機している方は3名となっています。

それから、介護職員が不足しているということが原因で、ベッド数を縮小とかして入所制限をさせている状況はないかということなんですけども、市内の特別養護老人ホーム2か所ともそういった状況はありません。

それから、施設に入りたいんですけども、費用負担の関係で在宅になっているということはないかということなんですけども、サービスの利用は、原則としてご本人の選択に基づくものですが、窓口でのご相談の中には、費用負担の少ない施設を希望される方もいらっしゃいます。そういった考えも考慮して、サービスを選択されている方もいらっしゃるかもしれませんが、具体的な人数については把握しておりません。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の質疑を終わります。

2番目、創生岩出、西野峻也議員、質疑時間50分以内で通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

西野峻也議員、議案第43号の質疑をお願いいたします。

○西野議員 おはようございます。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて、質疑を行わせていただきます。

説明書の12ページ、歳出の2款1項1目18節負担金、補助及び交付金についてで

すが、減額となっている補助金、助成金、それぞれの減額理由をお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 西野議員ご質疑についてお答えいたします。

まず、自治会等振興助成金につきましては、当初予算において交付対象世帯が1万5,100世帯の見込みに対し、申請交付実績が1万3,945世帯であったため減額としております。

次に、地区集会所整備事業補助金につきましては、例年、当初予算において修繕工事、備品購入等に200万円、集会所新築に600万円の計800万円の計上をしております。そちらの7年度の実績が、修繕工事等で9件、97万1000円であったため減額としております。

次に、大阪方面路線バス補助金については、当初予算の積算と比較しまして、運行収入の実績が増加したことにより、市補助金の減額としております。

次に、巡回バス補助金につきましては、令和7年度に新車両導入を予定しておりましたが、納期の都合により、令和8年度に変更したため、運行経費が減額となる一方、国補助金が上限額の改定等により増額となったため、市補助金の減額としております。

次に、境谷・押川地区タクシー利用助成金につきましては、対象人数が46名の見込みに対し、申請・交付実績が35名であったこと及びその利用実績により減額としております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

西野峻也議員。

○西野議員 大阪方面路線バス補助金なのですが、運行収入の増が主な理由で減額ということなんですけど、令和6年度予算3,291万1,000円で、決算が1,303万7,750円、令和7年度予算が3,764万6,000円、本議案で1,930万9,000円の減額で、令和8年度も予算で3,257万4,000円の予算立てられておるんですけど、減額が続く中でも、毎年同水準の予算立てられている、その理由とかあればお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 西野議員の再質疑にお答えいたします。

本予算の積算に関しましては、直近の実績のございます前々年度の実績を基に、経費のほうを算出し、補助金の額を決定しておるため、7年度予算に関しましては、

令和５年度の実績を基に算出しております。令和５年度はコロナ禍からの回復傾向の時期であったため、実績と若干の乖離があるというふうに分析しております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第49号の質疑をお願いいたします。

西野峻也議員。

○西野議員 次に、議案第49号 令和８年度岩出市一般会計補正予算について、質疑を行わせていただきます。

まず１点目、説明書５ページ、歳入の21款３項２目８節の子ども活動支援金ですが、この支援金はどういったものなのか、またその申請要件をお聞かせください。

次に２点目として、18ページ、歳出の４款１項５目14節の工事請負費ですが、ドッグラン広場へのテントシェルターの設置とのことですが、設置に至った経緯、どのような形態のものなのか、あと使用方法をお聞かせください。

次に３点目、26ページ、歳出の９款５項３目17節の一般備品購入費なんですけど、子供用パークゴルフクラブなどの詳細、パークゴルフ場の子供の利用者数、そして新たに子供用のレンタル用具使用料を設定するのかをお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○湯葉生涯学習課長 西野議員の１点目と３点目のご質疑に一括してお答えいたします。

子ども活動支援金とは、公益財団法人ライフスポーツ財団が、地方公共団体及び広域地方公共団体のスポーツ協会に対し、小学生以下の子供とその保護者を対象に、地域で実施する遊びを通じた運動活動習慣の形成を目的とするスポーツができる環境の創出及び整備にかかる費用を支援するために設立した支援金です。

支援の要件は７項目あり、主要な要件としまして、小学生以下の子供が直接参加し体を動かす計画であること、申請団体が直接関与する公共の場所で実施されること、充当額が50万円以上であること、実施時期、場所、内容が具体的に計画されていること、営利目的や広告色の強い事業は対象外とするとなっております。

次に、令和７年度のいきいき広場の利用者数は6,813人、うち子供の利用者数は288人、全体に占める割合は4.2%となっております。このことから、いきいき広場の整備目的である世代を問わず、幅広い世代の利用をより一層図るべく、申請し、採択されましたので、子供用のパークゴルフクラブ右用32本、左用８本及びボール

25個の用具を購入するための歳入及び歳出を本定例会に上程するものです。

なお、新たに貸し用具使用料を設定するかについては、現在の使用料を継続してまいります。

引き続き指定管理者と連携しながら、好評いただいた世代間交流キャンペーンの実施や、子供と保護者、地域及び3世代の方々が楽しめる体験会の開催などを検討し、あらゆる機会を通じて、幅広い世代への周知に努めてまいります。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 西野議員の2点目の質疑にお答えいたします。

テントシェルターの設置の経緯につきましては、岩出ドッグラン広場がオープン以来、多くの方に利用していただいております。今年に入り、小型犬エリアにテントシェルターが株式会社大志組の寄贈により1基設置されました。昨今の猛暑が続いている中、テントシェルターに関する要望書も提出されたこともあり、中・大型犬エリアに追加でもう1基テントシェルターを設置するものでございます。

形態につきましては、現在、中・大型犬エリアに設置されてあるテントシェルターと同一のもので、日よけがついた屋根つきのものとなっております。また、使用方法につきましては、日よけ、雨よけ、休憩の場として使用いただくものでございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

西野峻也議員。

○西野議員 2点お聞かせください。

まず、テントシェルターなんですけど、要望があったということなんですけども、その要望はどういった内容だったのか、教えていただきたいです。

次に、子供用のパークゴルフクラブの導入、こちらも同様に要望があったのか、お聞かせ願います。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再質疑にお答えします。

テントシェルターの要望についてですけれども、やはり先ほど申しましたとおり、昨今の猛暑が続いているという中、また利用者も多いというところで、やっぱりテント1基ではなかなか利用者の数が、そこで日よけとして使えないというようなご要望もいただきましたので、もう1基追加ということでさせていただきます。

○玉田議長 生涯学習課長。

○湯葉生涯学習課長 再質疑についてお答えします。

子供用クラブの要望があったかというご質疑ですが、以前、障害児の支援団体から利用の相談がありまして、その際は、子供用クラブ本数が不足お断りした経緯も踏まえて、今回この支援金を活用するものです。よりたくさんの子供と保護者、地域及び3世代の方々が楽しめるよう周知に努めてまいりますので、議員各位におかれましても広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、創生岩出、西野峻也議員の質疑を終わります。

3番目、市来利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市来利恵議員、議案第40号の質疑をお願いいたします。

○市来議員 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画条例の一部改正）についてなんですが、附則第7項の法附則第15条の11第1項の条例で定める割合として、課税標準の特例割合について、国が6分の1、3分の1、最大2分の1で範囲を示しております。岩出市が3分の1とした理由についてお聞かせください。また、特別特定建築物は市内にどれぐらいあるのかを教えてください。

○玉田議長 答弁願います。

税務課長。

○伊藤税務課長 市来議員のご質疑についてお答えします。

1点目の法附則第15条の11第1項の規定に基づき、条例で定める割合を3分の1とした理由についてでございますが、法が十分参照しなければならない基準として示す、いわゆる参酌基準において3分の1とされていることから、市といたしましては、3分の1とすることが適当であると判断したものでございます。

2点目の特別特定建築物は市内にどれぐらいあるのかにつきましては、特別特定建築物とは、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物、その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものとされており、本市におきましては、当該政令上の分類による正確な棟数までは把握しておりません。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利惠議員。

○市来議員　これ一定バリアフリー化を進めるためでもあるんだと思うんですが、これをやることによって、そうしたことが進められるのかということについては、市としてはどのように考えておられるのかだけお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

税務課長。

○伊藤税務課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

最大限の減額割合である2分の1とすることにつきましては、市といたしましても検討を行ったところでございますが、対象建築物の拡大と補助金が交付されることから、既に十分な動機づけが確保されているものと認識しているところでございます。このため、市といたしましては、本市の単独負担により参酌基準を超える減額を追加的に講じる必要性はないと判断し、法令において示されております参酌基準である3分の1を採用することが妥当であると判断したものでございます。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 再質疑にお答えさせていただきます。

当該減額の措置につきましては、その要件といたしまして、バリアフリーに係る補助金を受け取っているということが前提としてございますので、都市計画税条例の改正につきましても進められる１つとなるとは考えております。

○玉田議長 再々質疑はありませんか。

(な し)

○玉田議長　続きまして、議案第42号の質疑をお願いいたします。

市來利惠議員。

○市来議員 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）について質疑を行います。

まず、加入者の影響はどうなっていくのかについてお聞かせください。

次に、中間層の負担は増えていないのか。

また、実質的な値上げではないか。

この3点について答弁をお願いします。

○玉田議長 答弁願います。

保險介護課長。

○中井保険介護課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

ご質疑の１点目、加入者の影響はどうなるのかについては、令和８年６月５日現

在の試算値でお答えいたします。

まず、基礎課税額の課税限度額を1万円引き上げる改正により、課税限度額を超過する世帯数は84世帯で、改正前と比較し4世帯の減、引上げによる影響額は86万3,854円の増となります。また、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円に設定する改正により、課税限度額を超過する世帯数は53世帯で、限度超過額は177万576円となります。

保険税軽減判定所得の拡大の改正のほうにつきましては、まず、国保税額が5割軽減の軽減対象世帯数は933世帯で、改正前と比較し9世帯の増、影響額は53万1,135円の減となります。2割軽減の軽減対象世帯は780世帯で、改正前と比較し15世帯の増、影響額は32万7,144円の減となります。

次に2点目、中間層の負担は増えていないのかについてですが、課税限度額の引上げは、高所得層により多く負担いただくことにより、保険税率引上げ検討の際、中間所得層に配慮した保険税設定が可能となるものであります。令和8年度は、基礎課税額の保険税率は据置きとしていますので、中間所得層の負担に直接的な影響はありません。また、子ども・子育て支援納付金分の課税限度額については、課税の上限額を3万円までとするものであり、中間所得層に直接影響する改正ではございません。

次に3点目、実質的な値上げではないかについてですが、今回の条例改正は、課税限度額及び低所得者の軽減判定所得に関する改正となりますので、この条例改正により、課税限度額の影響を受ける高所得層は、実質的に値上げとなります。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第43号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第10号）について、先ほどの質疑等々とも重なると思いますが、答弁をお願いします。

12ページの2款1項1目18節の大阪方面路線バス補助金の約1,900万円の減額理由についてお聞かせください。

次も12ページの2款1項7目12節のデジタル基盤改革に伴うシステム改修等委託料の減額について、延期となった理由についてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

大阪方面路線バス補助金につきましては、当初予算の積算時と比較し、運行収入の実績が増加したことにより、市補助金を減額としております。

○玉田議長 情報推進室長。

○福岡情報推進室長 市来議員のご質疑2点目、デジタル基盤改革に伴うシステム改修が延期となった理由についてお答えします。

令和7年10月29日に、総合行政システムの請負事業者である紀陽情報システム株式会社から延期の申出がありました。延期の理由につきましては、パッケージ開発元において、度重なるシステム開発の遅延が十分に解消されていないことや、断続的に不具合対応等のシステムの改修が続いており、改修事案の減少が十分に実施できていないことなどにより、十分なシステムの運用サポートを提供することができず、日々の業務運用に支障が生じる可能性が高いと考えられるため、延期したいとのことでした。

本市といたしましては、行政事務の遂行に伴い、市民等の情報資産を適切に取り扱い、安全かつ安定的な行政サービスを提供することが最優先であるため、延期の申出を承諾いたしました。

○玉田議長 再質疑はありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 まず1点目です。大阪方面路線バスの補助金の件で、運行の実績数が上がったということなのですが、その要因というのは、どこにあるのかという点、何が考えられるのかという点をお聞かせください。また、これ国の補助金というのはどれぐらい入っているのか、教えてください。

2つ目は、デジタル基盤改革の部分については、システム上の不具合の問題等々が解決されてからという形で延期という形になっていると思うんですが、現在はどのようなになっているのか。また、そうした不具合等々も含めても発生していないのかという点をお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

運行収入における増加に関しましては、参考にしました令和5年度がコロナ禍からの回復途中であったことと、それに伴いまして、令和6年度、7年度が運行収入

が伸びてきているということで、増収になっているというふうに分析しております。

増加している要因といたしましては、近隣の大学の利用者の増等が考えられますが、全体としての原因としては把握はしておりません。

それから、国の補助金に関しましては、令和7年度においては420万8,000円の収入となっております。

○玉田議長 情報推進室長。

○福岡情報推進室長 市来議員の再質疑についてお答えします。

請負事業者のほうでは、現在、システムの開発、また検証のほうを行っております。現在、請負事業者のほうでは高野町、松原市などで稼働を既に新システムのほうでしておりますが、住民等への被害とかの影響はございません。

○玉田議長 再々質疑はありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけ、デジタルのやつについては、他の市町村でやっているのかな。それなら、岩出市はまだということになってくると思うんですけど、じゃあ、いつ頃になるというふうな形での計画というのは、そういう見込みというのはどのようなになっていますでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

情報推進室長。

○福岡情報推進室長 市来議員の再々質疑についてお答えします。

本市の対応時期の予定は、令和9年9月を予定しております。

○玉田議長 続きまして、議案第49号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第49号 令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

18ページの4款1項5目12節被害木防除対策委託料ということで、被害状況について教えていただきたいと思います。また、これ委託先についても、どこに委託をされるのか、お答えください。

次は、18ページの4款1項5目14節、先ほどの工事請負費になります。工事内容についてお答えください。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

クビアカツヤカミキリの被害状況につきましては、令和7年度で根来寺を中心に18地点、54本、令和8年度6月12日時点では、同じく根来寺を中心に5地点、23本が発見されてございます。

委託先についてでございますが、今回の特定外来生物防除等対策事業は、環境省の自然観光資源の毀損を防ぐための外来生物対策事業でございます。観光地としての魅力を喪失させるおそれのある特定外来生物のうち、桜の名所に被害を生じさせるクビアカツヤカミキリの防除等を集中的に支援するものでございます。委託先は、現時点では決まっておりますが、樹幹へのネット巻き、薬剤の樹幹注入、薬剤の散布、被害樹の伐採等に対応できる業者に委託することと考えてございます。

続きまして、工事請負費の工事の内容ですけれども、こちらは岩出ドッグラン広場の中・大型犬エリアに、追加でもう1基テントシェルターを設置するものでございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけなんですけど、クビアカツヤカミキリの問題については、対策というのが今のところなくて、伐採して、根元を包んでというような形にしかならないと思うんですけど、観光のところである桜ですね、根来周辺で桜が54本と23本ですか、なっているんですけど、今後どう守っていくのかというところが大切になってくると思うんですけど、大変難しい問題になってくるんですけど、例えば近隣市町村でも各地で広がってきていますよ。梅、桃、もちろん桜なんで、そうしたような状況とかという把握とかは、連携とかそういうようなしっかりとした情報を共有できるような形での対策というのを打ってあるのかどうかというのをちょっとだけお聞きしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再質疑にお答えいたします。

クビアカツヤカミキリのまず発生状況の確認等につきましては、現在、県の保健所と常に行動を共にして、現地確認するなどして、被害状況は県と情報共有を常に行っている状況でございます。

また、根来寺に関しましても、特に桜ですけれども、老木の桜に特につくというところがございますので、そういったところを中心に、こういった財源を通じて、防除対策をしていきたいということで、観光名所を守っていきたいというのが市の

考えてございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、市来利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第39号から議案第56号までの議案18件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第56号までの議案18件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

次の会議を6月25日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月25日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時12分)